

部局活動に係る活動方針

京都府立南陽高等学校

1 目的

部局活動は、学校教育の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、活動を実践する中で、心身の健全な発育と学校生活の豊かさをもたらすのみならず、生涯に渡ってスポーツや文化及び科学に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となる活動である。

その教育的意義を踏まえ、生徒のバランスのとれた生活や成長への配慮等の観点から、以下の指針を定める。

2 設置部局活動

[文化系] E S S ・ 書道・吹奏楽・美術・文芸・マジック・自然科学

[体育系] 硬式野球・陸上競技・サッカー・男子ソフトボール・女子ソフトボール

男子テニス・女子テニス・男子バスケットボール・女子バスケットボール

男子バレー・女子バレー・バドミントン・なぎなた・剣道

卓球

[局] 新聞・放送

3 入退部

- ・部局活動は放課後に行う教科外の特別活動であり、入部は生徒の自由意思に基づく。
- ・所定の手続きを経て、保護者・ホームルーム担任・顧問の承認が必要。

4 活動計画

- ・「年間活動計画」については、年度当初に校長の許可を受けること。
- ・「月間活動計画」については、前月末までに校長の許可を受けること。

5 活動時間

- ・合理的かつ効率的な練習を行い、長くとも平日は3時間程度（朝練習、自主練習含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とすること。

なお、長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。

*部局活動完全下校時間

4月～10月 19:00

11月～3月 18:30

- ・定期考查に係る活動について、考查1週間前から考查終了までの活動は禁止とする。公式戦前でやむを得ず活動する必要がある場合は、「定期考查に係る部活動届」を提出すること。

6 休業日

- ・週当たり1日以上設定すること。
- ・月当たり2回程度、土・日曜日に休業日を設定することが望ましい。

7 合宿規程

- (1) 合宿を許可する基準は次のとおりとする。
- ア 目的及び計画が適切であること。
 - イ 長期休業中であること。
 - ウ 指導、監督には顧問が当たり、規律ある生活指導ができること。
 - エ 部員の3分の2以上の参加があること。
 - オ 保護者の同意書があること。
 - カ 経済的負担が過重でないこと。
 - キ 合宿場所は原則として近畿圏内であること。
 - ク 参加者の健康診断が実施されていること。(合宿実施日に最も近い月の診断を必要とする。)
 - ケ 原則として、年1回3泊4日を限度とする。
 - コ 4月1日から7日の間は認めない。
- (2) 合宿の手続は、次の書類を顧問が生徒指導部に提出する。
- 計画書・参加者名簿・経費明細書・保護者同意書・緊急連絡方法
- (3) 合宿の承認は、顧問から提出された計画書等が基準を満たしている場合に限り、生徒指導部及び顧問代表で審査整理して、適當と認めた場合、校長がこれを許可する。許可された部は、実施届を提出する。

部局活動に係る活動方針

京都府立南陽高等学校附属中学校

1 目的

部局活動は、学校教育の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、活動を実践する中で、心身の健全な発育と学校生活の豊かさをもたらすのみならず、生涯に渡ってスポーツや文化及び科学に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となる活動である。

その教育的意義を踏まえ、生徒のバランスのとれた生活や成長への配慮等の観点から、以下の指針を定める。

2 設置部局活動

[文化系] E S S ・書道・吹奏楽・美術・文芸・マジック・自然科学

[体育系] 陸上競技・男子テニス・女子テニス・男子バスケットボール

女子バスケットボール・なぎなた

[局] 新聞・放送

3 入退部

- ・部局活動は放課後に行う教科外の特別活動であり、入部は生徒の自由意思に基づく。
- ・所定の手続きを経て、保護者・ホームルーム担任・顧問の承認が必要。

4 活動計画

- ・「年間活動計画」については、年度当初に校長の許可を受けること。
- ・「月間活動計画」については、前月末までに校長の許可を受けること。

5 活動時間

- ・合理的でかつ効率的な練習を行い、長くとも平日は2時間程度（朝練習含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とすること。

なお、長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。

*部局活動完全下校時間

4月～10月 18:00

11月～3月 17:30

- ・定期考查に係る活動について、高等学校の考查開始1週間前から考查終了までの活動は禁止とする。公式戦前でやむを得ず活動する必要がある場合は、「定期考查に係る部活動届」を提出すること。

6 休業日

- ・週当たり土・日曜日を含む2日以上設定すること。
- ・大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保すること。

7 合宿規程

- (1) 合宿を許可する基準は次のとおりとする。
- ア 目的及び計画が適切であること。
 - イ 長期休業中であること。
 - ウ 指導、監督には顧問が当たり、規律ある生活指導ができること。
 - エ 部員の3分の2以上の参加があること。
 - オ 保護者の同意書があること。
 - カ 経済的負担が過重でないこと。
 - キ 合宿場所は原則として近畿圏内であること。
 - ク 参加者の健康診断が実施されていること。(合宿実施日に最も近い月の診断を必要とする。)
 - ケ 原則として、年1回3泊4日を限度とする。
 - コ 4月1日から7日の間は認めない。
- (2) 合宿の手続は、次の書類を顧問が生徒指導部に提出する。
- 計画書・参加者名簿・経費明細書・保護者同意書・緊急連絡方法
- (3) 合宿の承認は、顧問から提出された計画書等が基準を満たしている場合に限り、生徒指導部及び顧問代表で審査整理して、適當と認めた場合、校長がこれを許可する。許可された部は、実施届を提出する。